

9月5日現在で、薄井沢で3頭、長場内、谷地、向真名子で2頭ずつ、寺沢1頭の計10頭が捕獲されています。

ニホンザル、ツキノワグマについては、町内各所で出没情報が寄せられており、引き続き巡視を行うとともに被害防止に努めていきます。

なお、これからきのこ採りのシーズンとなり、山に入る機会が増え、奥山でツキノワグマと遭遇する確率も高くなることから、看板設置やチラシ配布、防災行政無線を活用した広報などにより、注意喚起をしていきます。

◆教育関連について

藤里町立義務教育学校 藤里学園第二期・第三期の工事について、7月28日に着工となっています。このことから、8月上旬には資材等発注するとともに、8月18日から仮設事務所、敷鉄板、バリケードなど設置に取りかかり、今後は児童の安全面や学校生活への配慮を最優先に考え校舎改修工事を実施していきます。

また、学校関係者並びに教育委員会と請負業者との打ち合わせを毎週実施していますことから、その都度情報交換や問題解消に向け取り組んでいける体制を構築しています。

令和5年4月からの義務教育学校開校に向け、町民はじめ、町出身者や町にゆかりのある方を対象に校章デザインを募集し、その応募作品を今後の「藤里町義務教育学校開校に向けた準備委員会」にて検討していただく予定です。

例年5月に開催していましたが「チャレンジデー」につきましては、10月27日に延期して開催決定となっていますことから、先の8月18日に第1回チャレンジデー実行委員会を開催し、委員の皆様にも県内各市町村の参加状況を示すとともに、大変流動的ですが感染状況を鑑みながら、また、実行委員会での意見を基に対策を講じるなどしながら、町といたしましては参加する方向で準備を進めているところです。

10月3日開催予定の「町民マラソン大会」につきましても、園児や児童生徒の保護者から参加同意書の提出を願うとともに、当日の参加受付は認めず、参加者を町民に限定するなどして、事前の体調管理を十分していただきながら実施する方向で進めています。

また、10月30日から31日にかけて開催予定の「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン!仙北大会」につきましては、秋田県スポーツ振興課より「県内での新型コロナウイルス感染症状況を踏まえ、関係機関と検討した結果、今年度の開催を断念することとしました。」との連絡を受けています。大会に向けて準備をしていただいていた選手の皆様や保護者の皆様には残念な決定となつてしまいました。また、次年度において開催決定となつた折には、是非ともご協力の程宜しくお願ひしたいと思います。

さらに、藤里町スポーツ少年団の活動につきましても、9月6日付けで、秋田県スポーツ少年団本部長より、当町スポーツ少年団本部長宛てに、「スポーツ少年

団活動の自粛について」の通知が届いています。「夏休み明けの学校における感染拡大が報告される中、本県においても休業措置等をとる学校が増加傾向にあり、日頃の活動や各種地区大会等での感染拡大が危惧されることから、直近の大会を除き、当面の間、活動を自粛する。」とのこと。

この通知内容に基づいて、9月7日付けで当町のスポーツ少年団本部長より、スポーツ少年団所属部門宛てに、「新型コロナウイルス感染症拡大に係るスポーツ少年団活動の自粛について」の協力願いと、9月8日付けで「藤里町スポーツ少年団員の自主練習について」の詳細内容を周知したところです。

団員や保護者におかれましては、十分な活動もできず、やるせない思いを募らせていることと思いますが、ご理解協力をお願いいたします。

11月予定の「藤里町文化講演会」につきましても、事業実施に向け進めてまいりましたが、出演者が首都圏からの来町となることや、会場での3密対策を講じることが困難であることから、参加者及び関係者の健康と安全を最優先に考慮し、昨年に続き今年度も開催を中止とします。学校行事につきましても、コロナ禍において規模縮小や中止・変更など余儀なくされている状況です。中学校の修学旅行は、本来関東方面でありましたものから秋田県南方面とし、角館町での研修や遊覧船の乗船、カヌー体験、コテージ宿泊など1泊2日の日程でしたが、生徒にとりましては県内の魅力を改めて体験し

た結果となり、修学旅行本来の学習的要素を見直す機会となりました。小学校の修学旅行は、本来であれば北海道函館方面でありましたものを、秋田県南方面に計画いたし、保護者からの同意を頂くなどして感染状況次第ですが、現時点では実施予定としています。

主な議案内容

- ◎ 財政健全化判断比率について
- ◎ 公営企業の資金不足比率について
- ◎ 藤里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- ◎ 藤里町減債基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町町有林有効活用基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町過疎地域持続的発展計画の策定について
- ◎ 町有財産の無償貸付けについて（藤里町定住化促進住宅事業・住宅敷地）
- ◎ 教育長の選任につき同意を求めることについて
- ◎ 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて